

契約時に必要な書類関係について

	提出書類	部数	提出書類の説明等	日付の記載	提出時期
1 契約保証金	契約保証金等提出書 (現金保証又は有価証券の提供による保証の場合)	1部	入札説明書等に契約保証金「無し」と記載されている場合を除き、請負金額(消費税込み)の10/100以上の契約保証が必要です。	納付日を記載	契約日までに提出
	金融機関又は東日本建設業保証等の保証証書一式		左記のいずれかの書類を提出すること。 (保証期間は、契約日を含めた期間とする。) ※現金又は有価証券の提供による保証の場合は、事前に総務課契約係へ連絡願います。(現金の納付、有価証券の提供は契約日までに行う。)		
	履行保証証券(履行ボンド)				
	履行保証保険証券				
2	課税(免税)事業者及び適格請求書発行事業者届出書	1部	課税期間は、契約日を含む決算期間を記入し、適格請求書発行事業者登録状況を報告すること。	契約日を記載	
3	前払請求書 《添付書類》 ① 保証事業会社の前払金保証証書及び保証約款	1部	対象となる契約で、請求を求める場合は、提出すること。	契約日以降の提出日を記載	契約書等提出時又は必要に応じて提出
4	着手届	1部			
5	工程表	1部			
6	【建設工事】現場代理人・主任技術者等選任通知書 【業務委託】管理技術者・照査技術者選任通知書	1部	条件付き一般競争入札にて落札した場合は、事後審査時に報告した技術者を配置すること。		
7	【建設工事】現場代理人・主任技術者等経歴書 【業務委託】管理技術者・照査技術者経歴書 《添付書類》 ① 配置技術者等の資格を証する免状、登録証等の写し ② 配置技術者等と3箇月以上の雇用関係が確認できる書類の写し	1部	添付書類について、事後審査時にすでに提出されている場合は、あらためて添付する必要はありません。	履行期間の初日を記載	契約日から10日以内(契約書と併せて提出)
8	給水装置工事主任技術者・配管技能者選任通知書 《添付書類》 ① 配置技術者等の資格を証する免状、登録証等の写し ② 配置技術者等と3箇月以上の雇用関係が確認できる書類の写し	1部	入札説明書等で技術者の配置要件を確認し該当する場合は、提出すること。 添付書類について、事後審査時にすでに提出されている場合は、あらためて添付する必要はありません。		
9	建設業退職金共済証紙購入状況報告書 ※掛金収納書を貼付	1部	請負金額が1,000万円以上の工事請負契約を締結した場合で、かつ共済証紙を購入した場合、提出すること。	契約日以降で、かつ掛金収納書受付日以降の日を記載	
10	建設業退職金共済証紙を購入しない理由書 《添付書類》 ・ 購入しない理由欄の①を選択した場合で、かつ下請負がある場合 (ア) 共済証紙の購入を要しない下請業者確認書 ・ 購入しない理由欄の②を選択した場合。 ※(イ)、(ウ)の両方を添付する。 (イ) 共済証紙受払簿の写し(受払簿の受入欄の購入状況とその残高が確認できるページのすべて) (ウ) 本工事に充当する購入済みの掛金収納書の写し ・ 購入しない理由欄の③(その他)で「中退共(中小企業退職金共済)に加入のため」と記載した場合。 (工) 中退共加入証明書	1部	建設業退職金共済証紙を購入しない場合、提出すること。	提出日を記載	契約日から20日以内に提出
11	分別解体計画の説明書 《添付書類》 ① 分別解体等の計画等 別表3(土木工事等) ② 計画概要を示す資料(案内図、工程表等) ※②は、必要に応じて提出	1部	建設リサイクル法の適用対象工事の請負契約を締結する場合、提出すること。 (企業団ホームページに記載例の掲載あり)	契約日以前の日を記載	契約日までに監督員へ提出
その他	分別解体等の方法等 【法第13条及び省令第4条に基づく書面】(別紙3) ※建設リサイクル法の適用対象工事の場合、契約書に綴り込むもの	-	作成にあたり、記載例(企業団ホームページに掲載あり)を参照すること。	-	監督員の確認後、契約書(契約約款の末尾)に綴り込む
その他	下請負に関する届出書は令和3年5月1日より廃止しました。 下請負に関しては、「施工状況報告書」「施工体制台帳」「施工体系図」などを提出すること。	-	下請契約が無い場合は、施工状況報告書のみ提出すること。(警備会社と契約した場合は、施工体系図に記載し、提出すること。) 下請契約に変更が生じた場合は、速やかに変更の関係書類を監督員へ提出すること。	提出日を記載	現地における工事着手までに監督員へ提出 ※変更は適宜監督員へ提出